

「My HER-SYS の療養証明書画面」による入院給付金等の請求手続きについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、ご自宅・宿泊施設で療養された場合に入院給付金または入院保険金（以下、「入院給付金等」）のお支払対象とする特別な取扱い（以下、「みなし入院」）については、2023年5月7日をもって終了しておりますが、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で、「みなし入院」の対象となる方については、引き続きお支払いの対象となります。

お手続きをいただくお客さまにおかれましては、下記をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 「My HER-SYS の療養証明書機能」の利用について

お手続きに必要な書類のうち、「感染の事実がわかる書類」としてご利用可能な「My HER-SYS の療養証明書機能」について、厚生労働省より、2023年9月30日で停止され、2023年10月1日以降は利用できない旨が示されております。

2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、「My HER-SYS の療養証明書機能」をご利用いただくことができない方につきましては、別紙「感染の事実がわかる書類例」を参考に、ご請求手続きを行ってください。

なお、10月以降も、すでに保存・印刷された「My HER-SYS の療養証明書画面」でお手続きいただくことは可能です。

2. 新型コロナウイルス感染症における入院給付金等のお支払範囲

陽性判定日 (診断日)	医療機関へ 入院された場合 (約款における取扱い)	「宿泊・自宅療養」された場合 (特別な取扱い「みなし入院」)	
		重症化リスクの 高い方(※)	左記以外の方
2022年9月25日まで	○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
2023年5月8日以降	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

(※)「重症化リスクの高い方」とは、「①65歳以上の方」「②入院を要する方」「③重症化リスクがあると医師が判断し、かつ、新型コロナ治療薬の処方または酸素投与された方」「④妊娠中の方」になります。

3. お問い合わせ先（営業時間：月～金 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00（日・祝日・年末年始除く））

三井住友海上あいおい生命保険で、ご加入のご契約者さま	新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ 0120-321-904
三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保から、契約移行されたご契約者さま	保険金請求受付センター 0120-321-288

感染の事実がわかる書類例

- 医療機関発行の「検査報告書」など、検査結果が記載された書類・公的機関発行の通知書（療養通知書など 自治体によって名称は異なります）
- 診療明細書
（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）または「救急医療管理加算 1」（COV・外来診療）が記載されたもの）
- PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果
（市販の検査キットは除く）

など